

大分県報

令和五年

号外（四八）

三月三十一日

（金曜日）

目次

企業局管理規程

- 大分県企業局組織規程の一部改正……………一
大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正……………一
大分県企業局職員就業規程の一部改正……………一
大分県企業局工事用電力供給規程の廃止……………二
大分県企業局文書管理規程の一部改正……………二
大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部改正……………二
大分県公営企業管理者が保有する個人情報情報の保護等に関する規程の制定……………二
企業局訓令
大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正……………三
臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………三
大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………四

○企業局管理規程

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和五年三月三十一日

大分県企業局長 磯田健

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程

大分県企業局組織規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「第百九十一条」を「第百八十八条」に改める。

附則

令和五年三月三十一日

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

大分県企業局長 磯田健

大分県企業局管理規程第二号

大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表の二号の項の第十号中「及び土砂堆積調査」を「土砂堆積調査、水質調査（知事部局の職員が行う採水作業の援助を除く。）及びダム湖面設備の整備」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

大分県企業局長 磯田健

大分県企業局管理規程第三号

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項及び第七項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条第一項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号イ中「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号ロ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、

大分県報号外（企業局管理規程）

同項第四号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
第十条の二第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第八項又は第九項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）は、改正後の第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項並びに同条第五項及び第七項、第六条第一項、第十条第一項並びに第十条の二の規定を適用する。

大分県企業局工用電力供給規程を廃止する規程をここに公布する。
令和五年三月三十一日

大分県企業局長 磯田健

大分県企業局管理規程第四号

大分県企業局工用電力供給規程を廃止する規程

大分県企業局工用電力供給規程（昭和四十四年大分県企業局管理規程第七号）は、廃止する。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和五年三月三十一日

大分県企業局長 磯田健

大分県企業局管理規程第五号

大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程

大分県企業局文書管理規程（平成二十一年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号。以下「個人情報保護条例」という。）第二条第一項」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年

法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項」に改める。

第七十九条第五号中「個人情報保護条例第十四条」を「個人情報保護法第七十六条第一項」に、「個人情報保護条例第二十三条」を「個人情報保護法第九十条第一項」に、「個人情報保護条例第二十六条」を「個人情報保護法第九十八条第一項」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「個人情報保護条例第十八条」を「個人情報保護法第八十二条」に、「個人情報保護条例第二十四条」を「個人情報保護法第九十三条」に、「個人情報保護条例第二十七条」を「個人情報保護法第一百一条」に、「利用停止等決定」を「利用停止決定」に、「利用不停止等決定」を「利用不停止決定」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和五年三月三十一日

大分県企業局長 磯田健

大分県企業局管理規程第六号

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和二年大分県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第六条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。
令和五年三月三十一日

大分県企業局長 磯田健

大分県企業局管理規程第七号

大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程

大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年大分県規則第二十八号）の例による。

附則

（施行期日）

- この規程は、令和五年四月一日から施行する。
(大分県公営企業管理者が保有する個人情報等の保護等に関する規程の廃止)
- 大分県公営企業管理者が保有する個人情報等の保護等に関する規程(平成十四年大分県企業局管理規程第二十二号)は、廃止する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第二号

本 局
事 業 所

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程(昭和四十三年大分県企業局訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県企業局長 磯 田 健

第三条第三号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第五条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業(以下「高齢者部分休業」という。)の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第十一条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第十三条第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の二十」を「百分の二百」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十」に改め、同条第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の百以下」を「百分の九十五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 暫定再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。))附則第八項又は第九項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。は、改正後の第三条第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。
- 暫定再任用職員(令和四年改正条例附則第十一項に規定する暫定再任用職員をいう。))は、改正後の第三条第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第十三条の規定を適用する。
- 前二項に規定するもののほか、この訓令の施行に關し必要な経過措置は企業局長が定める。

大分県企業局訓令第三号

本 局
事 業 所

臨時的任用職員の管理に関する規程(昭和四十三年大分県企業局訓令第三号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県企業局長 磯 田 健

第十五条の二第二項中「九の項から十一の項まで」を「十二の項から十四の項まで」に改め、同条第二項中「十の項」を「七の項」に改め、同条第三項及び第四項中「九の項から十一の項まで」を「十二の項から十四の項まで」に、「七の項及び十の項」を「四の項及び七の項」に改める。

別表第二の十二の項を同表の十五の項とし、同表の十一の項中「(昭和四十年法律第四百四十一号)」を削り、「第十二条」を「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表の十の項中「八の項」を「五の項」に、「臨時的任用職員職員」を「臨時的任用職員」に改め、同項を同表の十三の項とし、同表の九の項を同表の十二の項とし、同表の八の項を同表の十一の項とし、同表の七の項中「女性の臨時的任用職員(以下「女性職員」という。))」を「女性職員」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の六の項の次に次のように加える。

- 妊娠中又は出産後一年以内の女性の臨時的任用職員(以下「女性職員」という。))が、妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその

令和五年三月三十一日

大分県報号外(企業局管理規程・企業局訓令)

<p>第一項に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間</p>
<p>八 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるととして、休息し、又は補食する場合</p>	<p>その都度必要と認める時間</p>
<p>九 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合</p>	<p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間</p>

別表第三中四の項から六の項までを削り、七の項を四の項とし、八の項を五の項とし、同表の九の項中「十の項」を「七の項」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の十の項を同表の七の項とする。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第四号

本 局
事 業 所

大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県企業局長 磯 田 健

第二十二條第一項中「九の項及び十の項」を「十二の項及び十三の項」に改め、同条第二項中「八の項及び九の項」を「五の項及び六の項」に、「十の項」を「七の項」に、「十一の項」を「八の項」に改め、同条第三項及び第四項中「九の項及び十の項」を「十二の項及び十三の項」に、「六の項、八の項及び九の項」を「三三の項、五の項及び六の項」に改める。

別表第二の十一の項を同表の十四の項とし、同表の十の項中「七の項」を「四の項」に改め、同項を同表の十三の項とし、同表の九の項を同表の十二の項とし、同表の八の項を同表の十一の項とし、同表の七の項中「女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）」を「女性職員」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の六の項の次に次のように

加える。

<p>七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間</p>
<p>八 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるととして、休息し、又は補食する場合</p>	<p>その都度必要と認める時間</p>
<p>九 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合</p>	<p>第十九条第四項の規定により割り振られた勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間</p>

別表第三の表中三の項から五の項までを削り、同表の六の項を同表の三の項とし、同表の七の項を同表の四の項とし、同表の八の項中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十三条の」を「第十三条第一項に規定する」に改め、同項を同表の五の項とし、同表の九の項を同表の六の項とし、同表の十の項を同表の七の項とし、同表の十一の項を同表の八の項とし、同表の十二の項を同表の九の項とする。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。